

第 6 6 号議案

東大和市中小企業勤労者生活資金融資条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日

提出者

東大和市長 和地 仁美

東大和市中小企業勤労者生活資金融資条例を廃止する条例

東大和市中小企業勤労者生活資金融資条例（昭和 5 6 年条例第 8 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前に、この条例による廃止前の東大和市中小企業勤労者生活資金融資条例の規定により融資のあっせんの申込みをした者に係る融資のあっせんについては、なお従前の例による。